

国立大学協会

會 報

昭和 31 年 5 月  
第 10 号

|                      |       |
|----------------------|-------|
| ドイツの大学の刑法……………       | 滝川 幸辰 |
| 問題 三 つ……………          | 木下 一雄 |
| 新制大学よ何処へ行く……………      | 安達 禎  |
| 東京から高知まで……………        | 阿部 孝  |
| 一、事業報告               |       |
| 第拾貳回総会・役員会・委員会……………  | ……等   |
| 二、会計報告               |       |
| 昭和三十年年度決算            |       |
| 昭和三十一年度予算案           |       |
| 三、彙報                 |       |
| 会則・各役員・及び各委員一覧表…………… | ……等   |

# 会 報

(第拾号)

## 国立大学協会

### 目 次

頁

6、役員会(昭和三一・三・三一)……………二三

### 二、会計報告

昭和三十年度 自昭和三十年四月三十一日 決算……………二五

昭和三十一年度 自昭和三十一年四月三十一日 決算……………二五

附 財 産 目 録

### 一、事業報告

- 1、第二常置委員会(昭和三〇・一一・一七)……………一〇
- 2、第六常置委員同専門委員会(昭和三〇・一一・一七)……………一〇
- 3、第拾式回総会(昭和三〇・一一・一九の両日)……………一一
- 4、役員会(昭和三〇・一一・二二)……………一一
- 5、第三、第四常置委員会専門委員会(昭和三一・二・二五)……………二三

### 三、彙 報

- 1、国立大学協会会則……………二七
- 2、各役員及び各委員一覽表……………二七
- 3、秋田大学長佐野秀之助殿御逝去……………二九
- 4、室蘭工業大学長井口鹿象殿御逝去……………三〇
- 5、第六常置委員会委員長交替……………三〇

ドイツの大学の刑法  
問 題 三 つ  
新制大学よ何処へ行く  
東京から高知まで

滝川 幸 辰……………一  
木 下 一 雄……………四  
安 達 禎……………六  
阿 部 孝……………九

## ドイツの大学の刑法

滝川 幸辰

昨年の六月七日午前十時に羽田をたつて、カイロで乗替え、九日の正午にアテネについた。(日本時間とギリシャ時間とは七時間の時差があるので、ギリシャの正午は日本の午後七時。)アテネに二十日まで滞在してローマにゆき、三日間滞在の後、二十三日の正午にミュンヘンについた。(日本時間との時差は八時間。)それから七月十三日の午後二時半にハムブルヒをたつて二十日間ドイツに滞在した。西ドイツばかりで、東ドイツは、東ベルリンにちよつと足を入れただけ。ドイツでは戦後の刑法の研究状態を見学することが私の仕事である。できるだけ多くの大学を訪ねて刑法学者と会い、研究設備を見学するようにつとめたが、日時の関係で八大学しかゆけなかつた。ドイツは戦前には大学が二十三あつたが、現在西ドイツに属するものは十六である。ベルリンの中心にあつたフリードリッヒ・ウイルヘルム・ユニヴァージテートはソ連地区に入つたので、その代りの大学がベルリン・ダーレムにフライエ・ユニヴァージテートの名のもとにできるとか、ギーゼン大学がマインツに移されるなど多少の変化はあるが、とにかく西ドイツの大学は現在十六。ベルリンの旧大学を加えて八大学がソ連地区にはいつた。私の訪ねた八大学を、訪ねた順にあげるとミュンヘン、ベルリン、ボン、ケルン、フランクフルト、ハイデルベルヒ、チュービンゲン、ハムブルヒとすることになる。

ミュンヘン大学は六月二十三日と二十四日に訪ねた。刑法教授のR・マウラツハとはアテネの学術会議で一週間ばかり一緒にいて親しくなつた。ミュンヘン滞在中は、マウラツハ教授の案内や招待で毎日暮らした。ミュンヘンは相当にひどい爆撃を受け、大学の損害も大きいが、大学の復旧を教育予算のトップにおいているので、三十年前に私が見学したときよりも立派になつた。教室や研究室は明るくなつている。光線の取入れ方を工夫したためであろう。ミュンヘンだけではなくその後に見学

した各地の大学の多くは、三十年前にくらべると設備万端がよくなつた。殊に図書館と学生厚生設備学生厚生設備がよくなつている。三十年前には、法学部に関する限り、京都大学はドイツの多くの大学にくらべて、さほど劣つていゝとは思わなかつたが、このたびの見学で、現在の状態では容易にドイツの大学についてゆけない、という感を深くした。

ミュンヘンではマウラツハ教授の講義と演習を参観した。講義も演習も三十年前のそれとあまり変らない。講義は先生が一方的にしゃべるだけで、学生の質問する時間はない。演習は報告者が報告をし、それに対して質問し、質問に答え、最後に先生が批判、説明するという昔ながらの方式である。

刑法関係の教授はマウラツハのほかR・エンギツシュがおり、名譽教授のE・メッガーがいるが、エンギツシュ教授には時間の都合で会えなかつたし、メッガー教授は大学にいなかつた。

マウラツハ教授は日本の若い刑法研究者が帰依している『目的行為論』の一方の旗頭で、数年前にドイツ刑法の総論と各論の大きな著述を世に問うている。『現在のドイツにある刑法のレーヤブーフでは、大きいことだけは一番です』と私に語つた。大きいだけではなく、内容について大いに自信があると察せられた。以前に刑法総論について小さい『刑法綱要』を書き、『刑法における責任』という興味ある著書を發表している。『エンギツシュは哲学者だが私は純粹の法律学者です』ともいつていた。クリミヤのヤルタで生れ、十四歳までそこで育つたので、ロシア語には不自由しないとのことである。最近ソ連憲法について大きな書物を書いているが、それは生い立ちが物をいつているのだと思う。

次に六月二十七日と二十八日にベルリンの自由大学を訪ねた。その刑法の教授はE・ハイニッツである。エルランゲン大学からベルリンに移つた人で、著書『実質的違法』で有名である。

自由大学は新しく建てられたすばらしい建築である。ダーレムの松林のなかに大きな、特に採光に注意して建てた立派な大学である。図書館の内容はまだ貧弱と見受けられた。刑法の書物は京都大学の刑法研究室(これは法学部の古いほうの研究室の建物)のなかにある一室で、刑法の演習に使う程度の書物を収めてあるに過ぎない)にあるのとあまりちが

われない。ハイニッツ教授の話によると、爆撃のため各地の図書館とか書店が焼かれ、また、出版の中心地であつたライプツヒがソ連地区に編入されているので、書物を集めることが一苦勞、目ぼしい書物の古本は絶対に手に入らない、ということである。法律学はとにかくとして、ベルリンの自由大学は政治学の方面で新しい分野に研究を進めている。資料を見ただけでもそのことがわかる。

六月三十日から七月二日にわたりボン大学を見学した。ボンには大使をはじめ大使館の人たちに知合が多いので、これらの人たちから私のゆくことを、あらかじめ大学に通知してあつたようである。総長主催のレセプションがあり、私が答礼の訪問をするなど、儀礼的のこともあつたが刑法のH・フォン・ウェバーとH・ウェルチェルとは時間をかけて話をした。ウェルチェル教授の演習を参観して、列席の人たちとも話合つた。演習のテーマは「新聞の差押」という特殊な問題であつたためか、判事や司法官試補も出席して討論に加わつていた。相当はげしい討論が行われた。この点、日本の大学の演習は少しおとなし過ぎるよう思う。日本では相も変らず教授の独演であることが多い。

ウェルチェル教授は「目的行為論」の急先鋒である。ぜひ宅に来い、というので、ボンを出発する日の午前中ウェルチェル教授の宅で厄介になつた。「日本の目的行為論の研究者はすべてあなたのエピソードですよ」といつたところ、「そういえばフクダという人から、日本語で書いた書物や雑誌をよく送つてもらふ。残念ながら日本語がわからないので内容を知ることができないが、引用文献中に私の名が至るところ出て来るので、この人は多分、目的行為論の養成者であるように思つておりました」といつて、日本から送つて来たという印刷物を書架から取出した。送主は神戸大学の福田平君である。「どういうことを書いているのですか」とたずねるから「あなたの理論を支持しているのです」と答えておいた。実は「あなたのいつておることを日本語に書き直したものです」と口まで出ていたのだつたが、福田君がいつかの『法律時報』の海外思潮欄に載せた「西ドイツにおける刑法改正」はちよつとした前書きのほかはウェルチェルの「目的行為論は新しい刑法にいかなる影響があるだろうか」という論文の訳に過ぎない。この論文はまだ来ていなかつ

た。私はいつた。「私は戦前に大学を追われ戦後に再び教授になつたが学部長とか総長をつとめ、勉強をする時間がないので、あなたの本を十分に読んだとはいえないが、目的行為論に対しては批判的であります。というのは、目的行為論からは、過失と故意を二つの責任形式とする伝統の理論を説明することがむづかしいと思うし、また特にゲッティンゲン大学に復帰したシャフスタインのような極端な目的行為論には賛成できません。こういつたところ、ウェルチェルは「私の著述を読んでから批判して下さい」と答えて、新しく出た『ドイツ刑法の体系的叙述』一九五四年の第四版や雑誌に書いた単行論文を十篇ばかりくれた。(数日前に『ドイツ刑法』の一九五六年の第五版が届いた。)

目的行為論は数年前に亡くなつたボン大学の教授グラーフ・ツードーナからH・フォン・ウェバー、ウェルチェルと続くボン学派である。新しくできたマインツ大学のW・ニーゼ、ボン大学のA・カウフマンはウェルチェルの弟子である。「二人とも私のもとで学んだのです」といかにもうれしそうちに語つていた。

七月四日にケルン大学を訪ねた。大学の建物の復興はまだ十分ではないが、復興された部分は立派なものである。刑法のR・ランゲ、G・ボーン、名譽教授のK・シュナイデワイン、その他講師の人たちに案内されて研究室や演習室を見学した。この刑事学の研究室は原子顕微鏡などの機械を備えた広い部屋であつて、自然科学の研究室のような感じがした。後に他の大学を見学してわかつたことであるが、ドイツの大学では刑事学はすでに自然科学として取扱われている。ザックス講師に「あなたは刑法の類推について書いているが、刑法で類推を認めようというのですか」とたずねたところ、「あの本は類推それ自身の意味を研究しただけで、刑法で類推を許すのがよいかどうかは伏せてある」といつていた。法学部のレセプションに出席した。教授、助教授、講師の大部分が出席して話はずんだが、その日のうちにフランクフルトにゆかねばならないので、夕方にボンをたつた。労働法のH・ニッペルダイ教授(この人はカッセルにある労働問題を取扱う裁判所の所長をかねてい)と名譽教授のシュナイデワインが停車場まで送つてくれた。老人のシュナイデワイン教授が列車のなかまで私の荷物を運んでくれたのには

恐縮した。この人はライヒスゲリヒトの判事から教授になつた人である。

七月五日にフランクフルト大学をたすねた。一九二二年から二三年にかけて私が勉強した大学である。爆撃のはげしかつた土地であるだけに大学の周囲はまだ焼野原である。大学もひどく破壊されている。戦争が終つて十年になるのに、大学の周囲は石や煉瓦の山であり、大学の一部分は廢墟のままである。三十年前のこの大学は美しかつたが、現在はうす汚くなつてゐる。かつてきれいに整頓されていた内部も、現在は廊下に書架や机などが所狭しとおかれてゐる。至るところ学生が一ぱいで、廊下を歩くことさえできないくらいである。

刑法のW・クラス教授は学部長をしている。三十年前に私がこの大学でM・E・マイヤーのもとで二期間いたこと、マイヤーの葬式に参列したことなどを話したところ、クラス教授は次のようなことを語つた。「私はヘッセン生れで、ギーセン大学で勉強した。ヘッセン大学で勉強した者はプロイセンで国家試験が受けれない。そこで私はM・E・マイヤーに頼んでフランクフルト大学の研究室に入れてもらうことになつた。そのとたんにマイヤーが死んだので、とうとうマイヤーには会はずじまいです。」フランクフルト大学の玄関にはウォルフガング・ゲーテ・ウニヴァジテートと彫り込んであるが(三十年前にはそうした文字はなかつた)、荒れているので何だか淋しい感じを抱いた。

私が下宿をしていたシユタウフェン街の十番地の家は焼けてまだそのままである。メンデルスゾーン街四十九番地のマイヤー教授がいた立派な住宅は半壊の状態である。フランクフルトの人にいわせると、最も復興の早い都市だということだが、私の見たところではまだ整理すら十分にできていないような感じのする町である。銀行街には新しい大きな建築ができつつある。とにかくフランクフルトは昔の面影を失つて新式の都会にならうとしている。

ハイデルヒ大学をたすねたのはその翌日の七月六日である。午後到大学をたすねるといふ約束であつた。時間をはつきりきめなかつたが、午後といえどドイツでは三時以後だと思つて、城山のレストラントでゆつくりお茶を飲んで、午後四時に大学をたすねたところ、刑法のE・シ

ュミット教授が一時間前から待つていたということであつた。総長室でど馳走になつた。エーベルハルト・シュミットはリストの最後の弟子である。教授自身も「私はリストの後継者ではないが、講義を聞いた最後の一人ですよ」といつていた。リストのレーアブーフの第二十七版(第二十六版は一九三二年にE・シュミットによつて出版された)を出さねばならないのだが、目的行為論などが飛び出して来たので、訂正がいよいよ面倒になつた、というのが述べ懐であつた。シュミット教授は一八九一年生れ、私と同年代である。ドイツの刑法学界では現役の最長老教授として重きをなしている。私がアテネの学会に出たと話したところ、「あそこにJ・ケオルガーキスというのがいたでしょう。あの人が私がライプツヒ大学にいたとき、私のもとで就任論文を書いたのです。『フランクフルト・フォン・リストの刑事政策および理論の精神史的研究』がそれです。頭もよいし元氣もあります」といつていた。「誰々は私の弟子です」というのが老教授の自慢の一つのようである。もちろん立派な弟子の場合である。

ハイデルベルヒからチュービンゲンまで汽車に乗つた。チュービンゲンは三十年前も今も、同じように汽車では不便な土地である。スツットガルトからバスでゆくと早いと思つたが、安全第一主義をとつて、ネッカー川に沿つてのろろ走る汽車に頼つた。チュービンゲンについたのは七月七日の夕方である。なかなか日が暮れないので、夕飯をたべてから、町を散歩した。ここはハイデルベルヒ同様に爆撃されていないから昔のままである。それでも、ハイデルベルヒはアメリカの軍事基地になつて、アメリカ式になつたところがあるが、チュービンゲンは三十年前と全く同じといつてよい。人口が四万三千の小さい町に日本の留学生が十人いるということを後になつて聞いた。そういえば、町を歩くと日本人らしい人によく会う。

チュービンゲン大学の刑法の教授には、少し前までW・ガラスがいたが、ハイデルベルヒ大学に移つたので、現在は名誉教授のE・ケルンが刑法部門を一人で受持つてゐる。ケルン教授の宅へは、昨年の春京都で開かれた医学総会に出席したピオヘミトのA・ブーテナント教授に案内してもらつた。ケルン教授は非常に喜んで、いろいろな酒を出して歓待し

てくれた。大学を案内しようと、御老体自身であちらこちらを引廻してくれた。この大学はこれまでに見た七つの大学のなかでは飛び離れて立派である。総長室は旧王城の家具をそのまま引継いだとかで、部屋にはいると中世紀に生きておるような感じがする。周囲の壁には歴代の総長の小さい写真が掲げてある。何しろ一四七七年の創立であるから、写真を小さくしなければ掲げることができない。ケルン教授は二ど総長をとめている。図書館の書物も多い。学問の研究にはチュービンゲンのような土地がよいと思つた。そういえば、停車場の名からが「大学都市チュービンゲン」である。

ケルン教授は七十才に近いと思うが元氣である。「私の演習を見てもらおうか」と私を演習室につれていつた。助手や学生に向つて、何だか小声で話した、そのとたんに一同が起立して私に敬意を表した。ミュンヘンのマウラッハやボンのウエバーはじめに「京都大学の刑法の教授をこの部屋に迎えることは我々の光榮とするところである」という意味のことを述べた。ケルンのは声が小さくて聞き取れなかつたが、同じ意味の言葉であつたと思う。

ハムブルヒ大学に刑法のH・ヘンケル、刑事学のR・ジーバーツをたずねたのは七月十二日である。ヘンケル教授は一九二二年の冬期生から二三年の夏期生にかけてフランクフルト大学でM・E・マイヤーの演習のとき一緒であつた。当時の紅顔の青年ヘンケルは、今も若々しい顔はしているが、頭髮は真白である。ヘンケル教授とは学問上の話よりも、フランクフルト大学、M・E・マイヤーの思出などを話し会つた。マイヤーが死んだのは一九二三年六月二十四日で葬式は二十七日にオッフエンバッハの火葬場で行われた。そのとき法学部長の読んだ弔詞、学生代表の追悼演説の内容は二人とも覚えていたが、死亡の日、葬式の日を覚えていたのは私で、ヘンケルは「何でも六月二十日以後だつたが、日は忘れた」といつていた。「目的行為論はどう思うか」とたずねたとき、正面から答えないうで、「ウエルチェルは鋭い頭だ」といつた。目的行為論については、アテネのゲオルギーキスにも、ハイデルベルヒのE・シユミットにも、チュービンゲンのケルンにも意見を聞いた。三人とも好意をもてないような返事をした。ゲオルギーキスは、ある学説には問題

が多いといい、E・シユミットは、あれでは刑法の理論構成はむづかしかろうといい、ケルンは西洋人がよくやる肩をすくめる態度で答えた。ジーバーツ教授は一九二三年の夏学期にフランクフルト大学にいたということだつた。その学期にマイヤーは病氣のため殆んど護義をしなかつた。ジーバーツはマイヤーの講義を聞かなかつたとのことである。西ドイツで私がゆかなかつた大学はエルランゲン、フライブルヒ、ゲッティンゲン、キール、マールブルヒ、ミュンスター、ウイルツブルヒと新しくできたマインツの八大学である。私は西ドイツの十六大学中の半数を見学をしたわけである。

## 問題 三 つ

木 下 一 雄

六・三・三・四の各学校・大学を通じて、学年を九月にはじめることとし、学年の終りを夏休みとするように、学年の暦を改めたい。そして小学校・中学校・高等学校の教育課程を一連のものとして整備するならば、現在のさまざまな教育問題を相当改善することができると思う。

毎年国立大学の入学試験が、三月の初旬から二度にわたつておこなわれている。公私立大学の入試もその前後におこなわれる。高等学校の第三学年というのは、事実上この試験のために、正しい教育課程の実施がされていないのである。夏休みがすんで秋になれば、もうおちついた教育ができない。毎年一月、二月はいよいよあわただしく、三月はまつたく授業などありえないで、十日前後には卒業式がおこなわれてしまう。第三学年はまことに不自然、不経済にすぎるのである。

もし高等学校の学年を九月にはじめ、七月におわるとし、大学の入学試験を九月初旬にもつていけば、だいぶようすが変わるのである。それによつて高等学校の教育は、毎年七月まで、ほかにわずらわされることなく、完全に実施ができる。そして学年の終りに夏休みとなる。第三学年のばあいも完全に七月まで教育がおこなわれて、卒業することになり、

九月のはじめまで、とにかく準備もできる。この方がおちついたうえで実力もつけられるのである。大学としても三月に卒業と入学との行事をなくともよくなる。

中学校から高等学校に進学するばあいにも同様のことがいえる。中学校の第三学年は、東京などのばあい、高等学校とおなじような動揺がおこるのである。中学校にも進学と就職の指導がある。むかしのよう中学校が五年であつたころも、高等・専門学校への進学のため、その第五学年はいろいろ問題があつたのであるが、現在では中学校・高等学校はいずれも三年であるから、第三学年の動揺は、以前よりよほど大きな問題として考えなければならぬ。ややもすれば中学校・高等学校を通じて、六年の生活がおちつかないようなことにもなるのである。

小学校のばあいは、また別の意味から、九月の学年はじめを適當とする。それには夏休みの問題をあわせて考える必要がある。もともと夏は植物でも動物でも、さかんに育つ時である。こどももこの時期によく成長する。してみればこどものよく成長するたいせつな時に、こどもたちを直接教育から手ばなす夏休みを設けることは、教育的にみて、矛盾していることである。夏休みは休養のためであるということで、直接教育を手ばなすことは、同時にこの時期のたつと教育の事実をもぎせいにしているのである。だから夏休みというのは、学年のおわりにもつていつて、もつと夏休みの伸縮、活用を考えなおし、学年の総まとめの期間として、特別の教育指導を計画するのである。実際夏休みの間のこどもの家庭生活をみると、現在の実情では、その親の教育するところは、学校における教育指導以上の水準にまで到達していない。それならばむしろこのたいせつな成長の時期には、夏休みを全廃するのが本當である。

このごろ幼稚園がふえて、保育を満了して小学校に行くものが多い。しかし小学校では幼稚園にいかないこどもも入学するので、四月から五月ごろまでは、それらのこどもを学校の生活に慣らせることがひと仕事となる。このばあい幼稚園からきたこどもにとつては、それほどしなくともよいことがある。教育上の不経済がある。そして七月にはもう夏休みとなる。九月のはじめには、また振りだしにもどるようなことがない

でもない。この辺いくつものかさなつたムダがある。

小学校のこどもを九月に入学させ、学年のおわりを夏休みとし、夏休みの活用を計画すれば、小学校教育はいまよりはるかに充実する。それから中学校に進めば、中学校の教育も充実し、高等学校もさらに充実することができるようになるであろう。今日の進学問題のむずかしい点も、九月を学年のはじめとすることによつて、よほど緩和されることは事実である。

## 二

イギリスの中等教育は三つのコースをもつてゐる。Modern School, Technical School, Grammar School というのが、Modern School はすぐ社会にでるもの、Technical School は技術をもつて職業に就くもの、Grammar School は主に大学に進むものである。わが国の高等学校では、はじめはすべて一本で、一年の時にはできるだけ多く共通に必要とする学科をやり、二年、三年になつて、生徒の個性に応じ、学校の指導によつて、いくつかの教育過程の類型のうちから、そのひとつを選ばせることになつてゐる。

現在指導要領で示された類型は五つあるが、学校はそれぞれの事情によつて、そのうちいくつかの類型を用意すればよいことになつてゐる。だからイギリスのような個定したコース制を採つたわけではない。この点どこまでも高等学校の普通教育としての立場をはつきりさせたものであるが、これを実施する段になると、このような理想的の教育の実現はイギリスのばあいよりも、むずかしいことになる。つまりは大学進学コース、就職コースになつてしまふのであるというのが、多くの批判である。

そこでいつそのことイギリスのように、Grammar School のようなものをつくつてよいではないかと腹をきめてしまえば、問題は一応それで解決してしまうのである。しかし日本では上記のような主旨で、第一学年は一般的で、第二学年から五つの類型によつて、個性に応じた教育をしようとする建て前をとつたのである。

ところが現在高等学校によつては、進学のための補習教育はよくないといわれながら、実際上はそれどころでなく、はじめから進学コースそ

のもののような教育をしているところもある。問題はこの点にある。

そこで問題の解決は、グラマー・スクールのようなものを認めるか、もしそれを認めないならば、進学のための補習教育や、進学コースのような教育をとりきり止めるか、いずれかの道をとることにある。後者のばあいをとるとしたら、たといかなむすかしいことがあつても、類型の精神をその通り実現するように努めなければならぬ。

### 三

われわれはあたらしい日本の教育の建設のために、教育基本法をもつた。六三三四の制度をたてた。教育委員会の制度をつくつた。それはいずれも民主主義の教育の建て前において考えられたものである。このような当り前のことを、あらためて書かなければならないほど、このころは日本の教育のありかたを無視しているものがある。たとえばわれわれは現在ある教育基本法を、われわれの教育の目的・方針を示すものとして、とにかくたてておかなければならない。ところがちかごろ、かなり指導部の地位にある伝統主義の人や、人の説に耳をかたむけぬ老人たちで、ことさら逆コース的の考えかたから、基本法を無責任に非議するものがある。現にわたくしみずからこのような人と、最近二三回議論したことがある。このような態度をとつていつたら、国民はさしあたり、なにによつて教育の根柢をもとめることができよう。このような事態ではこれからの日本の教育は混乱するばかりである。じぶんを買いかぶるがんな老人と、伝統主義者たちは、日本の教育のことを憂慮する健気なつもりで、かえつて日本の教育を危機に導くものである。

このような考えかたが、今日教育のもろもろの面にあらわれてくる。教育委員会の制度を実施して、むすかしい点にぶつかると、すぐ廃止案がとびだす。教育の自主の建て前や、基本法に示された教育行政のありかたなども忘れて、骨抜き法律案が考えられる。かんたんに統制のワクに入れてしまふ策をたてる。あたらしい社会科を実施して、それについて不備を見だすと、地理、歴史への逆行が唱えられるようになる。なぜ社会科そのものを発展させることを考えないのであろうか。

教科書問題がとりあげられると、すぐに国定にするのがよいという意見がでる。先般イギリスのマチェスター大学の教育学部長オリヴァー氏

が来日されたが、イギリスの教科書が国定であるかどうかを尋ねたら、もちろん国定ではないといわれ、そして教科書はそれぞれの学校がきめるのが当り前だと、はつきり答えた。一府県一種類というような採択のしかたのもとに、統制の心が動いているのである。

あたらしい教育の制度が行われて十年になるが、いまだに伝統主義者と老人たちによつて、民主主義の新旧是非が論ぜられる。まことに教育上憂うべき今の時代ではある。

## 新制大学よ何処へ行く

山梨大学長 安 達 禎

昨年初夏の候、ソルボンヌ大学教授兼仏国中央X線研究所主任のトリヤ博士が、日本応用物理学会外二学会等の招きで来日された一夕、松村文部大臣が主催されて同博士を犒う席を設けた折に、たまたま松村さんが『日本には大学が今五百もありますよ』といった意味のことを話されたらしい。某博士の通訳を通して聞いたトリヤ氏は、眼を丸くして驚いた容子であつたが、『いかに日本の文化が高いにしてもその数字は桁違いではないでしょうか、せめて五十というのなら判らぬこともありませんがね』と肩を疎めて、さすが重厚長者の風格を備えた松村さんの話でも『腑に落ちぬ』といつた仕種の一駒があつた。

ところで連鎖反応とでもいうか、その際末席を汚してた筆者が想い起したのには、二十数年前の督学官時代に、当時命ぜられて東京の某私立綜合大学の調査をしたとき受けた『羊頭狗肉』という感想である。

ことの起りはこの大学の工学部が多分旧制大学の学部として完成年度に達したので、某卒業生に対し高等学校(もちろん旧制) 図法幾何学教員免許状下附の申請が出たから順序としてその適否を調査報告せよというにあつた。

そこで職責上学生の答案、実験実習施設、さらに大学の重大要素である研究施設等にわたつて調査を致したのであつたが、困つたことにいずれも落第点で不得止有りのままを報告したところ、上司も困られて、し



からばすでに免許状を下附して大学があるから、それと比較の上で適否を定めるより致方あるまいということになつた。

後者は専門学校令による私立大学時代から理工科を設立したのももちろん前者とはすべての点で格段の開きがあつたのであるが、それにしても施設の点では当時の官立高等工業以上とは申兼ねる実情であつた。仄聞するところでは、これでもなおかつ法文系経費の余剰を挙げて理工科に注ぎ込むほどの努力を払つていたということであつた。

明治の末期に、九州の某富豪が巨費を投げ出して私立明治専門学校なる当時類例のない四年制の高等工業学校を、前東京帝大総長山川健次郎先生に托して創設し、優秀教授を糾合して天下に範を垂れんとしたことは当時有名であつたが、この理想は永続せず、国に移管を余議なくされたこともまた遺憾ながら事実であつた。

私は明治末期の官学理科系学生であつたが当時授業料は五十円位であつたかと思うが何分理科は学生の数も少ないので学生一人当りの経費は年壹千円を越すとかと聞かされたように思うが、その頃の年俸千円といえど当時は大学教授の初任給位に相当したろうことを思うと、全く恐縮のあまり身の竦む思いが致すのである。

要するにこれらの事実は理工系大学の経営が生やさしい経費ではやつて行けるものでないことを物語るもので、少くとも私大の理工系に関する限り、絶えず富豪その他篤志家の寄附があるか、大学自身営利事業の方途を講ずるか、または国家の十分な保護を受けるかに非ざる限り、良心的大学経営は不可能なことを物語つているのである。

ところが官学においてしかも、戦前、これに類似の事件を私自身体験したことがある。それは私が昭和十一年に浜松高等工業学校長を拝命したとき、当時有名な同校のテレビジョン研究室が実は壊滅に瀕していたという事実である。第一に前任校長から受けた引継には『浜松高工はこれ以上テレビジョン研究を持ちこたえ得ないから研究並びに研究者の全部を挙げて日本放送協会に譲渡し学校は今後一切同研究には関係せぬという契約を同協会と結んだ』とあり第二に当時の小森放送協会会長も『それに相違ない』といわれ、第三に研究主任の高柳健次郎教授は『テレビジョンの研究も進展し授業片手間ではこれ以上の進歩は望めないで、

自分以下全員放送協会入りをする決心をした』という。

高柳君は大正十二年浜松高工創立の際初代関口壮吉校長に招かれてテレビジョン研究を目指し、それが逐次進展して昭和十年前後には、当時斯界第一流の研究者であつた米国 R・C・A 会社の研究者ツポルキン氏の競争相手といわゆるるまでに進捗したにもかかわらず、当時専門学校教授は法令上研究の権利を認められていなかつたので、授業の片手間仕事であり助手一人といえども研究に専従さす自由もなく、また校長としても、尋常の手段では授業から解放された専任の研究教授を認めることは出来ずさりとて専従の定員もとれず、他方研究費においても予算上の措置はなく、ただ文部省が特別の好意をもつて時に摺み金式に数万金を恵与さるるに對し、日本放送協会は研究の進展に伴い投資額も漸増し私が赴任した昭和十一年頃は年額十萬を越え研究もこの費用によつて単なる研究の領域を越えて実用化の面にまで進出していたのであるから、前述の結論に至り契約を結ぶのも無理からぬことであつたと思われる。

ただ私は初代関口校長の卓見に敬意を持ち、当時地方専門学校としての浜松高工の生命がテレビジョンに懸つていふことを痛感した一人であつたので、この研究室を壊滅せしむるに忍びず、何らかの方法を講じて一は日本放送協会の実用化進展を図るとともに、高柳教授の才能をも伸ばしつつ、浜松高工の研究をも持続かつ発展せしむる方法はなきものかと、ひたすら心胆を砕いたものであつたが、幸いにして私の思付きは、放送協会監督の地位にあつた当時の通信省工務局長梶井剛博士（現電々公社総裁）の賛成を得、また、たまたま特許権問題で面接した鮎川義介氏のごときは浜松高工はむしろテレビジョン一本の高工にしてはというほどの意見を出されたほどで、小森会長もむしろ快よくこの契約の取消に同意され、他方文部当局の最も理解ある後援を受け、専門学校令に違反せざるよう、テレビジョン実験施設新設の名目のもとに、新たに専任研究員たる教授、助教、助手等の増員とこれに伴う予算を認められ、また一方では、特許権使用許可に對する報償二十五万円（と記憶）をもつて財団法人研究奨励会を創設しまた受像器一台何がしのロイヤルティーの将来契約も特定製作会社と結んで研究費の目途もつけ、高柳教授の兼務を可能ならしむると同時に放送協会の計画進展に支障なからしめつつ

浜松高工テレビジョン研究室壊滅の危機を脱し得たのであつたが、私自身その後いくばくもなく校長の位置を去つたのであつた。この研究室が今日静岡工学部の電子工学研究施設の基礎をなしたので私として感慨深いものがあるが、ただその後の世界テレビジョン研究進展の規模、深度にかんがみ日本を代表すべき静大研究施設のあまりにも過小に失するのを嘆かざるを得ないものである。

私が山梨大学に参つたら、ここにはその独自性において本邦における唯一の醗酵研究施設のあることを発見したが、その規模は大学流に申して僅かに二講座に過ぎず、醗酵工学発展の現在に対してもそのあまりにも小なるに驚いたのであつた。そこでまず山梨県出身の石橋湛山、広瀬久忠、小林中、小池厚之助諸氏並びに天野山梨県知事等の物心両面の賛助を得、他方文部省の援助を基礎として設備の充実を図るとともに、東大農学部坂口謹一郎教授グループの指導を仰ぎ、今日までに不完全ながら三講座を新に加えて五講座をもつて最低限の研究陣容を備うるに至つたのであるが、今後さらに研究の進展に伴い、不遠再び拡充の絶対必要を生ずべきは、今より予想されるるところである。

その他当学の研究中、学界の注目を牽きつつある、例えば国富稔教授グループの人工鉱石の研究、矢崎、猪木グループのマグネット・チェーンパーによる新中間子の研究、高橋昇教授の電子顕微鏡による金属研究面及び合金薄膜の研究、太田道雄教授の珪酸肥料の研究その他いすれにしても、今や人的、物的両面拡充の要に迫られつつあり、微力なる私の苦衷もなみなみならぬ次第である。

一昨年国際理論物理学会が京都、東京両大学に開催された折、欧米各国の学者が当学矢崎、猪木グループの研究視察に見えたるうち、特に副会長プリンストン大学教授ホイラー博士は泊りがけでデイスカッションをやるほどの熱意を示されたが、当学の研究施設がその業績に比しあまりにも貧弱なるに深い同情の意を繰返し言明された。

昨年当大学の高橋昇教授が仏国ツールズ大学に開かれた国際電子顕微鏡学会に日本代表として招待されての帰途トリヤ教授（前掲）を同伴したのであるが、その時の話にツールズ大学の電子顕微鏡関係部門だけが山梨大学の工学部位の規模を有するという。高橋君は当大学におい

て中級の電子顕微鏡一台を有するに過ぎず、高級の実験にはやむを得ず日本電子光学研究所のものを使用するため絶えず東京への往復を余儀なくされてる始末である。

研究の進度が米国より高い理由でペンシルベニア州立大学より研究員として招聘を受けてる当学国富グループの一員で人造石綿の研究者斎藤肇助教授の推薦者でかつ恩師の、名古屋大学野田教授の話によると、国富教授が水晶単結晶の合成に成功したため、文部省から受けた機関研究費により作つた唯一のオートクレーブよりも附属運転装置（研究費不足のため当方は手が出ず目下申請中）の点で遙かに有利なものが同大学には数十台もあり、数十種の異条件試験を同時に行いうること、したがつて同じ能力の研究者ならば、当大学に比し同時日に数十倍の結果を期待しうるわけである。

$\pi$ ・ $\mu$ 中間子の実証で一九五〇年度ノーベル物理学賞を受けた、英ブリストル大学教授パウエル氏が湯川博士の招きで来日されたついでに、去る三月二十三日当大学、矢崎、猪木グループ、及び今技グループの研究を、湯川博士の薦めで見に来られたときの話によると、同博士の主宰する同大学ウィルス物理学研究所は宇宙線研究部門だけで五十名の所員と四十台の原子核乾板用顕微鏡を備へてることである。当大学今技グループは三名で、同種の顕微鏡は湯川博士より恩借して分を加えて二台にすぎない。

以上の外国大学はいすれもいわゆる地方大学であつて、研究業績あがるに伴つてその人的、物的施設も膨脹したものである。ベヴァトロンを主宰するローレンスのカリフォルニア大学もまた一地方大学である。わが国力を考え、あえてベヴァトロンをとはいわずとも業績に相当する報いを国家が与えうるような制度組織は持ちたいものである。これは大学の数の問題より質の問題ではなからうか。そしてさらに組織の問題ではなからうか。しかしさらに運営の問題ではなからうか。

次に私の不思議に堪えぬのはわれわれ地方大学にある学芸学部なるものの性格である。研究が大学の重要使命と一たん定められた以上、学芸学部といえどもその例外であつてよいはずはあるまい。私はかくの如く考えて当学長就任当時学芸学部の編成換を企画し、当時の大学設置委員

会から手厳しい御叱りを受けるとともに学内外の学芸学部関係者からは  
はげしい反撃を受けたのである。これは私の案がはなはだ幼稚未熟な  
ものであつたためであることは申すまでもないが、しかしもし考えの方向  
が宜敷ければ育成する配慮があつてしかるべきと思うのに、お前の考え  
は根本から間違つてるといのが委員会の申渡しであつたように思う。  
私には今もつて『腑に落ちぬ。』

日本は日本独自で行くんだという考えは、物事次第ではきわめて尊重  
すべきことであるが、かの竹槍戦術のごとく非科学的のことは困るとも  
もに、トリヤ氏ならずとも国際常識を超脱したかに見えることは、も一  
度考え直してみてもどんなものか。一地方大学の一野人学長の知慧には  
余ることであり、ここに天下明智の諸彦に愚問を提出して明察を乞いた  
く、私もし池に投じられた一小石の役目を果しうれば光栄これに過ぎ  
ずと考うる次第である。(三一、四、二、稿)

## 東京から高知まで

阿 部 孝

東京から高知までは、一番早い汽車で二十一時間かかる。この二十一  
時間の汽車の旅は、大体五つの区間に分けられるようである。東京から  
沼津までが、第一区、沼津から名古屋までが第二区、名古屋から大阪ま  
でが第三区、大阪から岡山を径て瀬戸内海を渡り高松に出るまでが第四  
区、高松から四国山脈を横断して高知へ着くまでが第五区である。

この五区の旅を、私は交響曲の五楽章に見立てたことがある。東京沼  
津間の第一区は、第一楽章アレグロ、沼津名古屋間の第二区は、第二楽  
章アンダンテ、名古屋大阪間の第三区は、第三楽章アレグロ・マノント  
ロツポ、大阪高松間の第四区は、第四楽章モルト・アダージョ、高松高  
知間の第五区は、スケルツォ、といった具合。

この区間における駅弁で、わりに評判のいいのは、静岡と岡山、変つ  
た珍味としては、米原の鱒ずし、それから阿波池田の初夏の鮎ずしもな

かなか好評。

ある閑人の計算によると、東京から高知までの二十一時間の旅の間に  
通り過ぎる国立大学の数は、十七にのぼるそうである。これを平均する  
と、一時間十五分に一つ位の割合で、国立大学が存在していることにな  
る。なるほどこの数字は、まつたなしに世界一であろう。

宇野高松間の連絡で、乗客をのせた客車をそのまま船に積んで瀬戸内  
海を渡る、いわゆる「客車航送」は、全国にも例のない四国名物で、一  
日一往復ずつ真夜中の便に行われていたが、例の紫雲丸事件以来中止さ  
れている。どうせ事件のほとぼりのさめた頃には、また復活されるであ  
ろうが、あれはやはりあつた方が便利である。汽車の席でうつらうつら  
眠りながら、夜中に音もなく海を渡るのになかなかよろしい。

四国山脈を横断するためにくぐるトンネルの数は、わずか二時間位の  
間に、百幾つかあつて、その中には、日本の大トンネルのベストテンに  
はいる大物が二つばかりある。敢然と四国山脈にいどんで、その百幾つ  
かのトンネルをくぐりぬけてきた土讃線の列車が、はるかに土佐平野を  
眼下に見おろしながら、脱兎のように急傾斜を駆け下りる時の気分は、  
何辺くりかえしても爽快無比である。私はこれを、アルプスの峻峻を越  
えたナポレオンが、初めてロンバルディの平原におり立つた時の気分  
になぞらえることにしている。

# 一、事業報告

## 1 第二常置委員会

日時 昭和三〇・一一・一七・(木) 午前十時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 小池委員長外各委員 高橋委員、大杉委員欠席

文部省 床井事務官 森事務官 林部事務官

### 議事要旨

一、高等学校教育課程改訂に伴う大学入学試験について

文部省は、高等学校教育課程の改訂について、さきに教育課程審議会に諮問し、これが答申に基いて成案を得、昭和三十一年度第一学年から学年進行をもつて改訂教育課程を実施することとしたので、これに伴つて、昭和三十四年度大学入学志願者に対する入学試験をいかに扱うかの問題を検討することとし、まず文部省初等中等教育局の林部事務官の出席を願つて、今回の高等学校教育課程改訂の方針並びにその改訂点について説明を聞き、大学の立場から検討した結果、大様次のような結論を得た。

(一) 各課程の特色を生かすことのできる教育課程の編成を容易にするために、教科科目の単位数に巾を持たせることはよいとして、その場合、入学試験問題の出題を最低の習得単位数の線で統一することとなると、しぜん学習程度が低下し、したがつて大学教育の水準が低下するのは必然である。例えば理科の教科についてみても、Eコース(理科コース)では十八単位(五・五・八)を履修するのに、Aコース(就職コース)では十一単位(三・三・五)である、ところが、このAコース卒業生で大学へ進学するものは全体からみて約十%に過ぎないと思われるが、この少数の者の不利を救うために、九十%の者が制約され、入学試験の水準を下げるようになるのは納得できない。この場合はむしろその少数の者について特別クラスを

設けるなどの措置をとるべきである。

また、例えば社会についてみると、三ないし五と単位数に巾を持たせてあるが、入学試験において、實際上この単位数で文科と理科の間に傾斜をつけることは困難であるから、この場合は、その教科目の数で傾斜をつけるようにしたい。

数学についても、数学Iはよろしいが、特に数学を必要とする学科には、その上に数学IIあるいはIII(三単位)のうちいずれからかを選ぶようにしたい。

(二) 入学試験科目の希望表示は認めるが、指定は認めないことを希望する文部省の意向には問題がある。希望表示は実際的には指定ともなり不明確であるから、一その科目を指定しうるようにされることを望ましい。

(三) 改訂課程による入学試験は三十四年度から実施することとなるが定時制高校(四年)卒業者を考慮し、三十四年度三十五年度は、新旧両課程によることができるよう暫定措置を講ぜられたい。

## 2 第六常置委員同専門委員会

日時 昭和三〇・一一・一七・(木) 午後一時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 沢田委員長外各委員各専門委員

委員長司会のもとに開会、まず前回より引続き審議中の定員定額制の問題をとり上げ、専門委員より実態調査の報告があつて協議の結果、現在のところでは欠員もあるので、この制度の実施によつてはなほだしい支障を来すことはないといへ、将来は大学の運営に重大な支障を来す恐れがないとはいへない。であるから、毎年俸給予算を編成する際は、級別定数及び給与単価の標準を高め、かつ、相当程度の昇格昇給の原資が見込まれるように措置されたいとの趣旨を要望しようとの意見の一致をみた。

次に、本協会の要望事項としてとり上げた問題も出尽した感もあるので、この際、大学の運営及び教育行政等について総合的に調査研究する

ために本協会の事務局の強化をはかりたいとの専門委員よりの提案が採  
択された。

なお、管理職手当、大学財政審議会設置、施設整備の各問題を協議し  
たが、早急の実現は困難であろうとの見通しもあり、継続審議すること  
として散会した。

### 3 第十二回総会

昭和三〇・一一・二九の両日

役員会 (第一日)

日時 昭和三〇・一一・一八・(金) 午前九時半

場所 日本学術会議控室

議題 総会運営について

出席者 会長、各理事、各監事

矢内原会長主宰の下に開会。

会長から、総会の日程につき説明あり、次いで次のような話し合いが  
あつた。

一、本協会の運営について

本協会もすでに回を重ねること十一回に及び、大体、問題として取  
りあげるべきものはとり上げて論じ尽した感があるが、この際、各常  
置委員会及び専門委員会の機能を強化し、大学をいかにすべきか、そ  
の統合整理、特色の發揮、一般教育と専門教育との連絡問題及び大学  
の立ち場から、高等学校特に実業高等学校の問題、その他種々話し合  
いがあつた。

二、総会開催の回数について

総会は、従来春秋二回開催していたが、本協会の規定によれば、年  
一回開催が原則となつており、旅費の関係もあり、また、近來各地区  
ごとの会議もあるので、今後は、予算編成期前の春季にだけ一回開い  
たらよいと思われる。一方、各常置委員会を強化し、緊急に応じて開

催するほうがよからう。また、専門委員を増員して、積極的に活動し  
て頂くようにしたい、との意見が多数であつた。

また、近時、大学の学部長や附属図書館長等の会議は頻繁にあり、  
かつ、それぞれの決議を文部省に提出するようであるが、これらは簡  
易化するほうがよからうとの話し合いがあつた。

### 第十二回総会議事要録 (第一日)

日時 昭和三〇・一一・一八・(金) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 稲田大学学術局長、田中人事課長、春山大学課長

(開会前、九時半から三十分、会場控室において役員会を開き、総会運  
営について協議した。)

矢内原会長議長席につき開会を宣す。

一、学長交替について

会長から、前総会以後における学長交替について、次の通り報告と紹  
介があつた。

大 学 名

(新)

(旧)

一 橋 大 学

井 藤 半 弥

中 山 伊 知 郎

奈 良 学 芸 大 学

稻 荷 山 資 生

学 長 事 務 取 扱  
宮 本 陸 治

東 京 農 工 大 学

学 長 事 務 取 扱  
中 島 道 郎

田 中 丑 雄

二、会務について

会長から次の通り報告があつた。

1、第三、第四常置委員会、同専門委員会

七月二十八日及び九月十二日開催

第六、同

同

九月十五日開催

役員会

同

九月十三日開催

(以上いずれも会報第九号所載)

なを、本日本総会開会前、総会の運営について役員会を開催した。

2、前総会の決議に基き、文部大臣に対し、六月二十三日付をもつて要望書を提出した(会報第九号四六頁所載)。

3、東京農工大学長田中丑雄氏は、七月三十一日任期満了により、学長を辞職され、従つて本協会から推薦により就任されていた大学設置審議会委員を辞任する旨を本協会長に申出られたので、この趣を文部省に報告したが、その後候補者推薦は、急を要しないとのことなので、いずれ後日これを行うこととした(会報第九号三八頁所載)。

4、学生就職対策中央本部からの依頼により、委員としては本協会事務局長進藤小一郎氏を、幹事としては第三、第四常置委員会専門委員斯波義慧氏を、それぞれ推薦した(会報第九号四六頁所載)。

5、森戸副会長は、九月十九日から二十四日までイースタンブルにおいて開催された国際大学協会第二回総会にオヴザヴァーとして、本協会を代表し、また、広島大学長として出席された。

三、前総会(第十一回)における要望事項に対する文部省の措置について右につき、稲田大学学術局長から、次のような説明があつた。

1、学生の厚生補導について

(1) 学生部又は厚生補導部に専任の部長を置き、教授の身分を与えこれを教育公務員特例法にいう部局長とするとともにその待遇を改善すること。

学生部又は厚生補導部の組織を確定したいとの趣旨のようであるがその必要の組織を考える前に、人的組織の定員が乏しいのでこれを増員することが急務と考え、明年度の予算に極めて一部であるが中心たるべき職員、看護婦等専任職員の定員増を要求してある。しかし未だ人員整理三年目で、増員が困難だが、特に充分努力したい。その充実ができれば、二段的に教育公務員特例法の改正ができると思う。

(2) 学寮、学生会館その他厚生補導の諸施設を増設するとともに、既設のもの整備改善をはかること。

右については、今回の要望事項のみならず、各種の施設運営についても一層努力を払いたい。

今回要望以外の学生健康保険制度の実施については、学徒厚生審議会から最終的建議あり、各大学及び国立、私立大学協会の意見を伺つたが、国立大学協会よりは、相当重大な改正をした上、早く促進されたいとのことであり、公立関係も同様で、私立大学協会からは、なお、考慮すべき点が多いから、明年からの実施は見合せられたいとのことであつた。文部省としては、早く実施したいが、国・公・私の大大学の協力を要するので、明年度からの実施は困難であると思う。

2、大学財政の確立について

右については、文部省に特別の審議会を設置されたいということが中心であるが、大臣が各種の委員会を整理する強い方針であり、且つ中央教育審議会もあることとて、法律による審議会の設置については、文部省として見合せた。然し、大学財政を充実することを第一として、相当の増額(例えば講座、研究費、学生経費、庁費、事務費、教官待遇、旅費、特に学寮、学生会館の建設改築費等につき)を要求し、予算獲得に努力する。

以上の説明に対し、会長から、宿題である教官の待遇改善につき質問あり、稲田大学学術局長から、管理職手当については研究中であるが、学長の全部を十五級職にしてから管理職手当の問題に手をつけたいと答えられた。又、沢田外国語大学長から、大学の財政については、さきに、文部省の意向としては、中央教育審議会において審議し必要あれば特別委員会も設けるとのことであつたが、その後の措置について如何されたかと質問あり、これに対し、稲田大学学術局長から中央教育審議会においては、大学関係については、目下短期大学の問題につき審議に入り、その特別委員会が設けられたいが、いずれお話し機会はあろうと答えられた。

四、第二回国際大学協会総会について

右につき森戸副会長から、次のような報告があつた。

## 第二回国際大学協会総会報告

### (一) 旅行の目的

今回の旅行の主な目的は、イスタンブールに開かれる国際大学協会第二回総会に、会員校である広島大学の代議員として、および国立大学協会から推せんされたオプザーバーとして、出席することになった。そのほか、途中、わけてもアジアの諸国における大学を視察し、かつユネスコ国内委員会を訪れ、来春東京で開催されるアジア地域国内委員会会議に関して懇談することも予定された。

第二回国際大学協会には、世界四七ヶ国の一五〇余の大学が代議員をトルコの三大学が特別代議員を送った。オプザーバーとしては、国連及びその諸専門機関、教育わけても大学関係の国際組織、諸国の未加盟大学等の参加があつた。最後の点で注目に値するのは、此度初めてソ連邦からモスクワ大学ほか三大学が、ポーランドからワルソウ大学ほか三大学からオプザーバーを送つたことである。総会は一九五五年九月十九日—二十日までイスタンブールで開催され会場には、開会式以外はイスタンブール工業大学があてられた。

### (二) 旅程及び報告

- 九月十四日(水) 午後一時五九分 P.A.A.・3にて羽田発
- 九月十五日(木) 午前八時香港着、一泊

アジア文化財団香港支所訪問。

- 九月十六日(金) 午前八時四五分、B.O.A.C.・919にて香港発  
午後一〇時三〇分カラチ着、二泊。

カラチ大学を訪問し、学長、理学部長、経済学部長と懇談し、理学部の教室及び経済学部教室を視察。山形大使公邸を訪れ、東南アジア訪問の三代議士らと昼食を共にしながら、懇談した。また、パキスタン、ユネスコ国内委員会を訪れ、執行委員シヤリク氏及び事務総長と面会し、来春開催予定の地域国内委員会会議に関して意見を交換した。

- 九月十八日(日) 午前三時、P.A.A.・5にてカラチ発  
同午後三時イスタンブール着。大浜早大総長と乗合わすことと

なつた。ベラ・パラス・ホテルに投宿。

一八時よりヒルトンホテル屋上にて、トルコ準備委員会の歓迎パーティーあり。大浜氏及び前日到着されていた東京都立大松平教授と出席する。

日本から総会出席は次の三名である。

|        |          |       |
|--------|----------|-------|
| 私立大学連盟 | 早稲田大学総長  | 大浜 信泉 |
| 公立大学協会 | 東京都立大学教授 | 松平 斉光 |
| 国立大学協会 | 広島大学長    | 森戸 辰男 |

### ○ 九月十九日(月)

I 午前一〇時、開会の総会。イルデイス公園。旧王宮大広間。

- 一、トルコ政府を代表して 文部大臣の挨拶
- 二、トルコ準備委員長 サグラム教授の挨拶
- 三、ユネスコ事務総長 エヴァンス博士の挨拶
- 四、協会会長パリ大学総長 サライ博士の挨拶
- 五、行政各委員会の選挙。この委員会は

- (1)資格審査委員会 (2)憲章委員会 (3)事業及予算委員会 (4)選挙委員会の四つであり、私は(3)に所属した。

II 午前三時、資格審査、憲章、事業及び予算各行政委員会の会合  
午後六時半、イルデイス公園旧王宮庭園におけるイスタンブール市長の招宴に出席。

### ○ 九月二十日(火)

I 午前九時十五分、総会。

サライ会長が座長席につき、本部側の一般議題の提案に続いて、その三主要部面につきハーバードのロジャーズ教授、メキシコのトレス・ボデー博士(前ユネスコ事務総長・現メキシコ駐仏大使)ほか一名の意見陳述があつた。

II 午後三時。三つの部会、即ち(一)教員養成部会(二)科学研究者訓練部会(三)国内及国際的生活における指導者教育部会の開催

第三部会の座長は米國ホワード大学総長モルドカイ・シヨソソ博士。私はこの部会に属し、前以ての準備委員会の依頼により、指導者教育の視点よりする「戦後日本の大学改革とその諸問題」

について報告した。

なお、この部会では、ユネスコ教育部長エルヴィン氏、協会副会長であるケムブリッジのロバート教授その他一名の報告があり、続いてこれをめぐる自由討論が行われた。

III 午後六時三〇分。イスタンブール大学本部で開かれたイスタンブール大学総長及びイスタンブール工業大学総長の招宴に出席。

九月二一日(水)

I 午前九時一五分、行政各委員会開催。

II 午後二時三〇分、市内見学。

○ 九月二二日(木)

I 午前九時一五分、各部会開催。

II 午後二時三〇分、総会。

III 行政各委員会の報告、諸決議の準備等

午後五時～八時、ホスボラス舟遊。

○ 九月二三日(金)

I 午前九時一五分、総会。

III 三部会の報告と主要論題の結論的一般討議。討論の後に、

○ 「急変する社会における大学の役割」は大学本来の使命である真理のための真理の研究及び教授の任務を堅持するとともに、国家社会の必要に応ずる教員の養成、科学研究者の訓練及び国内的国際的生活における指導者の育成という重要かつ緊切な任務を果すべきであるという、一般的な結論に到達した。けれどもこの問題の重要性を痛感した総会はその一般的な結論に満足せず、これを次期総会の宿題とし、それまでに本部・事務局及び会員校で具体的な研究を進めることに決定した。

II 午後一時、トルコ近衛兵の古式軍楽行進観覧。

III 午後三時、総会。議題は決議・役員選挙・次期総会の時と場所。

準会員団体の取扱い、特にその理事会参加に関する論議の後、次期総会の開催地メキシコ・シチナーに、期日は、一九六〇年とするが、具体的な日取は理事会に一任することに決定。

役員選挙に関しては、まず選挙委員会の提案通り、サライ会長に

代つて、ブリュッセル自由大学法学部教授(前総長) J・ポーニエ博士が満場一致で選挙された。

次に、理事を半数交替しようとする選挙委員会の提案があつたが、再任すると十年になるので長過ぎるとの理由から、否定されこれに代つて、現理事中四名を留任するものとし、再任の任期を二年半とする提案が可決された。これに基づいて再任委員四名、新任理事一〇名、二年半後、即ち一九五八年から就任すべき理事四名及びその他の理事代理が選挙された。(現在は理事代理) いずれも選挙委員会の決定通り一、二、三それと違つた立候補もあつたが一挙手で決定された。理事に当選した国は、英・仏・独・ノルウェー・和・伊・米・カナダ・メキシコ・ブラジル・トルコ・レバノン・ビルマ・フィリッピンである。アジア地域においてはボンベイ大学の事務局長 S・R・ドンゲルケリー博士に代つて、ラングリン大学総長 H・アング博士が新任理事となり、マストラ大学の M・V・ロス・サントス博士は任期二年半の再任理事となつた。そして日本の森戸がサントス博士の代理となり一九五八年理事として同氏と交替することに決定された。

なお、直接に会議と関係はないが、アジア諸大学の間にかの組織を造る件について地域諸大学との間で懇談した。

○ 九月二十五日(日) 午前九時、イスタンブール B E A・131にて発、同日午前一時アテネ着。二泊。

アテネ大学を訪ね、学長その他の幹部と懇談し、ユネスコ国内委員会の事務総長パンタジア教授と面会し、ユネスコ国内委員会の在り方について意見を交換した。

○ その他博物館アクロポリス見学。

○ 九月二七日(火) 午後一時 K L M 307にてアテネ発、翌二八日(水) 午前五時カイロ着。二泊

主としてエジプト文部省の案内により、文部省を訪問し、大臣次官、ユネスコ関係者と面会。カイロ大学、アメリカカ大学、博物館等を訪れピラミッド回教寺院、回教大学等を見学。大使館で与謝野大使等と懇談し、日本商品陳列館を訪ねた。



九月三〇日(金) 午前一時一〇分、A I I・106でカイロ発、同日午後三時ボンベイ着。二泊。

ボンベイ大学訪問、この大学はインド唯一の協会の会員大学で事務局長ドルゲルケリー博士は第一期の協合理事であった。ボンベイ郊外のタータ社会科学研究所を訪問、これは、ボンベイ大学の大学院である。日本国内委員会はかねてこの研究所の前身ワデア博士と協議して、ユネスコ後援のもとに、日印共同の社会調査を行う計画を持つていたので、それについて話し合うことがこの訪問の目的であった。もつともワデア教授が病氣入院中であつたため、十分話を進めることはできなかったことは残念であつた。

私は同研究所の依頼により、学生たちに「戦後日本における大学改革とその諸問題」という講演をした。丁度滞在が土日であつたため、自然科学のタータ研究所は訪問できなかった。総領事館に林総領事を訪ねて、インドの当面している諸問題と日印関係、わけでもゴア解放問題に関連する事情を聞くことができた。

十月二日(日) 午後一時、A I I・300にてボンベイ発、同日三日(月) 午前一〇時バンコック着。

二泊。

タイ国文部省を訪ね、次官でユネスコ執行委員であるマラーン氏と会い、アジア地域国内委員会会議に関して懇談し、国内委員会のあり方について意見を交換した。タイの代表的な大学である国立のチュラロンコン大学を訪問し、学長事務取扱及び学芸学部長シャマナンダ博士と話合つた。同博士はこの大学を代表してイスタンブールの会議に列席した旧知である。そのほか、大使館を訪ねて大田大使その他と面会、タイ国の国情及び日・タイ関係について聴く。なお、バンコック郊外の水田、メコン河、旧都アユチャ・山田長政の旧蹟を見る。

十月五日(水) 午後四時、K L M・825にてバンコック発、同午後一時マニラ着。二泊。

アジア文化財団マニラ支所を訪れる。

またフィリッピン大学、マニラ大学、東方大学及び元大統領ラウレル博士を校長とするリシウムを訪問し、幹部と会談した。ラウレル博士を除く、各総長はいずれもイスタンブール総会の出席者であり、今後における日比両国大学の連絡等について意見を交換した。

さらに、フィリッピン国内委員会を訪ねて、アジア地域国内委員会会議並に国内委員会の在り方について懇談した。なお、外務省の在外事務所を訪ね、占部事務所長等と面会、日・比関係わけでも賠償問題について事情を聴く。

十月七日(金) 午後十時半。K L M・825にてマニラ発、翌八日午前七時半羽田空港に着く。

旅行の成果

今回の旅行によつてえられた主な収穫は次の諸点に要約される。

一、世界各国における大学関係者と会同することができ、共通の問題について意見を交換するとともに、相互に友好を結ぶことができたこと。

二、この会合を通じて日本の大学の国際的地位が正しく評価されることになり、その結果日本が主として本部側の推薦によつて、二年半後に理事国となることが決定せられたこと。

三、アジア、わけでも東南アジア諸国の大学の間連絡がとれ、この地域における諸大学に何らかの組織を造ることについてのわれわれの提案が地域の諸大学によつて賛成されたこと。

四、ボンベイ大学所属の大学院であるタータ社会科学研究所を訪ね、日・印社会学者による共同社会調査の計画の具体化につき懇談しえたこと。

五、アジア諸国の諸大学を視察し、責任者と会談して、その状況と問題を知りえたこと。

六、アジア諸国のユネスコ国内委員会を訪ね、来春のアジア地域国内委員会会議について懇談し、かつ諸国の国内委員会の人々と国内委員会のあり方について意見を交換することによつて、知見を広めるところ

があつたこと。(以上)

#### 五、各常置委員会の協議状況報告

各委員長から、それぞれ所管事項について、次のような報告があつた。

第一常置委員会 滝川委員長

特別に報告することはない。

第二常置委員会 小池委員長

特別に報告することはない。

第三、第四常置委員会代表 戸田委員長

右委員会の議事については、会報第九号二七―三七頁に掲載してあるが、会長からも役員会(会報第九号三七頁所載)において、全学生を学生健康保険に強制加入させること、保険掛金を年一、二〇〇円以内とし、入学の際一括または授業料と同時に徴収すること、以上の修正希望条件が容れられるならば、明年度から実施できるように促進されたいと決定した旨報告があつた。

これにつき、種々意見の交換あり、稲田大学局長からこの問題に対する文部省の措置について、森戸(広島)、滝川(京都)安達の(山梨)各大学長から、各大学における計画または実施状況について説明があつた。また、会長から、東京大学においては、文部省の案を基として学生自治会委員を集めて意見を徴したが、学生の強制加入と、保険金年一、二〇〇円案には賛成であつた。学生運動も穩かになり、学生の相互互助的気運もできつつある。強健者は、加入しないだろうとの懸念はあるが、学生の気持は、それほど自己本位ではないだろうと思う。社会保険も同時に教育的意義もあると解している。それで、政府においても根気よく繰り返し、全部加入の途を聞くようされたいと述べられた。

(午前十一時三十五分から約十分間休憩)

第五常置委員会 寺田委員長

特別に報告することはない。

第六常置委員会 沢田委員長

右委員会の議事については、会報第九号三八頁に掲載してある。

なお、清水(名古屋工業大)学長から、定員定額制について詳細説明があつた(会報第九号四―九頁掲載の趣旨)。

第七常置委員会 柴沼委員長

特別に報告することはない。

以上をもつて、午後十二時半午前中の会議を終り午後一時から各常置委員会を開くこととした。

## 第十二回総会議事要録 (第二日)

日時 昭和三〇・一一・一九・(土)午前九時半

出席者 前日に同じ

会長、議長席につき開会を宣し、昨日午後各常置委員会開催中、静岡大学本部が火災のため全焼したとの連絡あり、大杉学長が急ぎ帰学された旨、報告があつた。

一、各常置委員会所管事項の報告

昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について、各委員長から報告あり、それについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次の通りである。

第一常置委員会 滝川委員長

新制大学の在り方について

新制大学については、どう考えていいかは大きい問題である。この問題については、社会は批判を加えつつあり、このまま手を拱いて成りゆきに任せるといふことは、大学としてはよくない。すでに六年を経過し、特色もあるが、欠点のあることは認めなければならぬ。最も大きな批判は新制大学が、旧制大学に比し、学力の低下を招いたのではないかといふことである。これは無視できないことと思う。すでにある大学は、五年制を主張しているところもあり、また、実質的には、五年制を実施しているところもあるようである。本協会として積極的な何等かの主張を持つていなければ、外部の批判を受けたときに困るので、考えてみようといふことである。もともと本委員会では、文理学部のある方について、三年にわたつ

て討議を重ねてきたのである。各大学の文理学部にも特色があり、一本になるということは、できない事情があり、未だ結論は出ていない。しかし現在はずでにただ、文理学部問題の解決ということに止まらず、もつと大きな大学制度の根本的な改革の問題を考えなければならぬと思つてゐる。それで、一、二の事を述べるが、それは、決つたわけではなく、こういう話があつたという程度のことである。それは、ある地域の地方ブロックというか、例えば、北海道には今、大学が幾つかあるが、その大学を統一して一つの中央機関を作り、各大学の理、文、工各学部の特色をとらえ、いわゆる重点主義を採つてその大学を運営していくということである。それで何大学の下に、何々学部を置くということで、中央機関が、その置く大学を決める。このようにして地方のブロックで大きな大学を作り、現在の各大学を抱括するのである。丁度、ロンドン大学に多くのカレッジがあるように、これによつて主として強化を図るということを考えるのである。この考え方は、本委員会の全意ではないが委員多数の賛同を得たものである。このように本委員会で結論が出たということではないが、大体、こういう話し合いがあつたという程度のことである。これに対し、少数の意見があつて、それでは困るといふのである。それは、現在ある地方のブロックというか、四国には四つの大学があり、その四つの大学に各々工学部・農学部がないところと、有るところとがあるが、例えば、愛媛大学と高知大学の例であるが、高知大学の農学部では山林を主に行うとか、愛媛大学の工学部の設備がよかつたら、主として工学の方が行うとか、あるいはまた、農学部についていえば、高知大学では山林、愛媛大学では果樹、徳島大学では水産、香川大学では塩田をそれぞれ主とするとか、何か重点的に一つのことを行えば、その大学の特色は出るのではないかということであつて、これは中間的な漸進的な考え方であるが、この考え方は少数意見だが、このことはぜひ總會に報告してもらいたいとの希望であつた。

以上二つの考え方は、両案とも理想案であるが、本協会としては理想案を作ることが目標であり、その実施は、国によつて行われる

ことになるのである。

本協会としては、このような意見を持つてゐることが必要と思つたので報告するのである。また、文理学部の解決という問題については、特別の取扱ひをするのではなく、今のような大きい問題が解決すれば、自ら何とかなるのではないかということである。最後に、短期大学の問題だが、これについて、中央教育審議会が審議中なのでその審議の結果を待つて考えてよかろうということであつた。

右の報告に対し、種々意見の交換があつたが、最後に会長から、この案は、現在の大学の数を減ずるといふことでもなく、また、一般教養を軽んずるといふことでもない。大体において、大学の現制度及び大学の数を維持しつつ、これと地域的に合同するというようなことに了解してゐる。これには種々実行上の難点もあり、長所短所もあるが地域制には賛成である。その実際の理由の一つとしては、予算について政府との折衝の問題に関連することである。国立大学の数が多過ぎるからだとは大蔵省は、いつもいふことであつて、国の政策の根本問題として大学の教育に予算を一兆億円のうち、どのくらい投ずるかはその経費との釣合もあるが、その枠は、国会なり政府なりが決めることである。防衛費の千数百億円については、あまり論議もなくほとんどフリーパスであるが、大学の予算について、毎年文部省で心配されてゐるが、これは前總會の際にも述べた通り、国立大学の充実のためには、文部省において国策として特別の計画を建て、これに国の主力を注ぐようにしていただきたい。同時に考えることは、国会で決めた国立大学の予算を七十二の大学で取り合ひをすることである。元来、日本の大学制度というものは、アメリカのステートと日本の都・道・府・県とを同一に考へて、アメリカの一つの州には、一つの大学があり、その下に幾つかのカンパスがある。日本の都・道・府・県を同じに考へて、これに一つの大学を置くというやり方である。いずれの大学も、自分の大学を立派にしたいので、予算が欲しいため、少しでも多くの予算をもらおうとして競争になり、大学の学長までが、文部省の関係担当係官を歴訪陳情しなければならぬ実情とは大学の權威にも関することである。それで大学の權威を重んずるといふ点から考へ

て、大学自体の強化を要するということが一つの理由である。すなわち地域的な合同の大学を作ると、政府はその合同大学に予算を配布すれば、その合同大学において、内部で予算を調整することができる。文部省においてもやり易くなり、すべてがすつきりするようになると思われ。合同大学の総長あるいは理事会、協議会というものができ、その地域内の大学自体が自主的に考えて内部で予算を配分し、合理的な運営ができ、大学の権威を重んずるという趣旨からいつても、合同大案に賛成するものである。また、国立大学五カ年計画案を作り、これを国策として予算の総額を増額していただき、種々大学の問題、あるいは専門教育と一般教育の問題、教育行政の問題を研究して行けばもう少し充実した形になると思う、それと、大学だけを考えてもいけない点もある。私の近頃感じたところによると、日本の六、三、三、四の新教育制度のうち、最も弱点は、高等学校にあると思う。高等学校はいろいろな科目を教えると思うと選択制だというし、その高等学校の制度の上に、大学を連絡させるということは、大学は迷惑する。高等学校に大学が引きずられるという一面があると思う。高等学校の問題は、大学自体の直接の問題ではないが、この問題につき、どうしても合わせて大学の立場から研究する価値があると思う。短期大学の問題もあるが、これは大学でなく、大学行政の枠外とし、別のカテゴリーにおくこととする。そのほか、種々予算の問題もあると思う。これは本協会全体の問題であるが、第一常置委員会においては、一年に一度ということではなく、もつと研究を願いたい。なお、大学制度の根本的な改革または地域的に関する意見等を文書として会長あてに提出されたい。これにより問題点が明らかになり、これを第一常置委員会並びにその他の機関で十分研究したいと思うので、協力されたいと述べられた。

(午前十一時から約十分休憩)

## 第二常置委員会 小池委員長

高等学校の教科課程は、昭和三十一年度から改正されることになっている。別表「高等学校の教科、科目及びその単位数表」を参照され

たい。これによると三年後の昭和三十四年度には、新しい教育を受けた者の入学試験を行わなければならないことになる。このことについては、来る十二月中旬にその結論が出ると思う。本委員会では、大学の入学試験の方針というものは、高等学校の教育に影響を与えるので、昭和三十四年度以降の入学試験の方針が分つていなければ困るということである。各大学においても昭和三十一年三月以前に、どうい方針で試験するかを発表する必要があると思うので、この問題を研究することとしたのである。(次いで別表につき詳細説明があつた。)

次いで会長から、稲田大学学術局長に対し、都道府県教育委員会のうちあるところでは、高等学校の新しい教育課程は、来年度は実施困難につき、一年延期するということが新聞紙に掲載されており、文部省では断行するといいい、見解が違ふようであるが、どうなつているかまた、浪人の受験生に対しては困らないように措置されたいと質されこれに対し同局長から、所管局長でないので、細かいことは分らないが、高等学校の教育課程は文部大臣が決定するもので、施行することに決定すれば、教育委員会は、これを施行しなければならないものである。また、浪人の措置については、大学入学試験研究協議会で研究する問題であろうと答えられた。

## 高等学校の教科・科目及びその単位数表(別表次頁参照)

### 第三、第四常置委員会代表 戸田委員長

- (一) 学生健康保険制度については、昭和三十年九月十三日本会役員会(会報第九号三七―三八頁所載)において決議した趣旨に基づき、速かに実施せられたい。
- (二) 厚生補導の部長の名称は、学生部長に統一する。
- (三) 国立大学の学生部長は専任とし、その身分は教授とする。
- (四) その他、学生の補導厚生に関する前総会の決議事項を実現することに努力せられたい。

なお、さきに授業料値上げの問題の際に、その値上げした部分は学生の厚生補導費の充実に充てるとの約束があり、はじめは増額されたが漸次減額されてきているので、さきに約束したとおり実行されたい。

別表

高等学校の教科・科目およびその単位数表

(改訂)

(現行)

| 教科           | 科目    | 単位数  | 学年別の例       |             |   | 備 考  | 教科          | 科目   | 単位数 | 学年別の例 |   |   |
|--------------|-------|------|-------------|-------------|---|--|-------------|------|-----|-------|---|---|
|              |       |      | 1           | 2           | 3   |  |             |      |     | 1     | 2 | 3 |
| 国 語          | 国語(甲) | 9・10 | 3<br>・<br>4 | 3           | 3   | 1)一箇学年における単位数は2又は3とする<br>2)一箇学年におけるこの2科目の単位数の計は5まで | 国語(甲)       | 9    | 3   | 3     | 3 |   |
|              | 国語(乙) | 2~6  | 2 ~ 6       |             | 2)一箇学年におけるこの2科目の単位数の計は5まで                             |  | 国語(乙)       | 2~6  | 2   | 2     | 2 |   |
|              | 漢 文   | 2~6  | 2 ~ 6       |             |   |  | 漢 文         | 2~6  | 2   | 2     | 2 |   |
| 社 会          | 社 会   | 3~5  | 3 ~ 5       |             |   | 一般社会   | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 日本史   | 3~5  | 3 ~ 5       |             |   | 日本史  | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 世界史   | 3~5  | 3 ~ 5       |             |   | 世界史  | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 人文地理  | 3~5  | 3 ~ 5       |             |   | 人文地理   | 5           | 5    |     |       |   |   |
| 数 学          | 数学Ⅰ   | 6・9  | 6・9         |             | 数Ⅰのうち少くとも6単位を履修してから学習する<br>数Ⅱの次に履修する<br>数Ⅰ又は数Ⅱの次に履修する | 一般数学   | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 数学Ⅱ   | 3    |             |             |   | 解析Ⅰ  | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 数学Ⅲ   | 3・5  |             | 3・5         |   | 解析Ⅱ  | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 応用数学  | 3・5  |             | 3・5         |   | 幾 何  | 5           | 5    |     |       |   |   |
| 理 科          | 物 理   | 3・5  | 3・5         |             |   | 物 理  | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 化 学   | 3・5  | 3・5         |             |   | 化 学  | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 生 物   | 3・5  | 3・5         |             |   | 生 物  | 5           | 5    |     |       |   |   |
|              | 地 学   | 3・5  | 3・5         |             |   | 地 学  | 5           | 5    |     |       |   |   |
| 保 健<br>体 育   | 体 育   | 9~11 | 3<br>・<br>4 | 3<br>・<br>4 | 3<br>・<br>4   | 全学年を通ずる保健学習は合計2単位とする                               | 保 健         | 9~11 | 3   | 3     | 3 |   |
|              | 保 健   |      | 4<br>・<br>4 | 4<br>・<br>4 |   |  | 4<br>・<br>4 |      |     |       |   |   |
| 芸 術          | 音 楽   | 2~6  | 2 ~ 6       |             | 1 箇学年における単位数 2<br>"<br>"<br>"                         | 音 楽  | 2~6         | 2    | 2   | 2     |   |   |
|              | 美 術   | 2~6  | 2 ~ 6       |             |   | 図 画  | 2~6         | 2    | 2   | 2     |   |   |
|              | 工 芸   | 2~6  | 2 ~ 6       |             |   | 書 道  | 2~6         | 2    | 2   | 2     |   |   |
|              | 書 道   | 2~6  | 2 ~ 6       |             |   | 工 作  | 2~6         | 2    | 2   | 2     |   |   |
| 外国語          | 第1外国語 | 3~15 | 3<br>・<br>5 | 3<br>・<br>5 | 3<br>・<br>5   | 外 国 語  | 5~15        | 5    | 5   | 5     |   |   |
|              | 第2外国語 | 2~4  | 2 ~ 4       |             |   |  |             |      |     |       |   |   |
| 家 庭          | 略     | 略    | 略           |             | 略   | 家 庭  | 略           | 略    | 略   |       |   |   |
| 農 業          | "     | "    | "           |             | "   | 農 業  | "           | "    | "   |       |   |   |
| 工 業          | "     | "    | "           |             | "   | 工 業  | "           | "    | "   |       |   |   |
| 商 業          | "     | "    | "           |             | "   | 商 業  | "           | "    | "   |       |   |   |
| 水 産          | "     | "    | "           |             | "   | 水 産  | "           | "    | "   |       |   |   |
| その他の職業に関する教科 |       |      |             |             |   | 家 庭 芸  | "           | "    | "   |       |   |   |
|              |       |      |             |             |   | その他の職業に関する教科                                       |             |      |     |       |   |   |

第五常置委員会 寺沢委員長

特別に報告することはない。

第六常置委員会 沢田委員長

(一) 定員定額制について

俸給予算編成上、定員定額制を施かれ、その実施に際し、級別定数及び給与単価の査定については大学の特殊性を十分考慮せられ、ゆとりと弾力性を持たしめ、運営上、支障の生じないように措置されたい。

(二) 大学財政確立のための審議会、役職員に対する管理職手当等の実現について

右については、これまで本協会からたびたび要望したのであるが大学運営の実情にかんがみ、ますますその必要を痛感されるにつき右実現方を重ねて要望したい。

なお、本協会としては、大学財政に関する具体策の調査立案を図るとともに、本協会として大学行政諸般にわたる基本的の諸施策につき、更めて調査研究の上、適切な具体案作成の必要を認めるのでこの際、専門委員を増加するとともに事務局を強化充実し、これら調査立案の任に当るべき陣容を整備されるよう總會において決議せられた。

右の報告に関連して種々意見の開陳があつた。

第七常置委員会 柴沼委員長

(一) 教員養成学部の入学生定員と就職との関係について

文部省において教員養成学部の入学生定員は、卒業した後、その就職との関係において、将来を見通して決定しようとのことである。

これについて述べれば、本年は、大部分の大学では、ほぼ、就職は決定して問題はないが、中には、北海道、東京都、大阪府等のように移入できないと困るところもあるが、二、三の府県では、未就職の者も相当出ているものもある。しかし、これらすべてを通じて来年度以降は、大部分の大学においては、多かれ少なかれ相当数の卒業者が就職困難を来すだろうと予想される。北海道のごときも、五六年後には就職困難の事態となるだろうとのことである。その原因

は、第一には、経済界の変動の影響による需要の増加である。第二には、教員の減耗率の減少による。従来は、その率は、六、七%であつたが、今年は四%前後であると思う。第三には、将来長期にわたつての影響としては、人口の減少に伴う学童数の減少である。第四には、地方財政の窮乏により給与に当る部分が年々減少してきているためである。これがため、文部省においては、来年度以降の教員養成学部の卒業生の就職については、いずれかの準備を要することであり、これを見通して入学生定員の決定につき、次の事項に基き順次検討することである。

(1) 教員の需要関係につき、都道府県の教育委員会から五カ年にわたる相当精密な計画の提出を求めらる。

(2) 当該大学教員養成学部の施設その他の養成能力と勘案して入学生定員を定める。

(3) 現在の小学校の一学級当りの学童定員の適正化を図る。

(4) 当面の措置としては、二年制の入学生定員を減じ、四年制を増加する。

(5) 本年度には、二年課程入学生定員二、二二〇名を減じ、四年課程入学生定員一、一一〇名を増加し、四年課程の三年目に一、一一〇名増員した。明年度も同様の計画とする。

(5) 大学卒業生の就職につき、大学と都道府県教育委員会との連絡調整を図るため、連絡機関を設けるようすでに文部省から通牒を發した。

以上の措置により、どの程度まで困難を防げるか相当困難な問題であると思う。

(二) 建物、施設等の充実について

教員養成学部の校舎は、大部分は旧制師範学校のを、そのまま学部に変更したので、五十年以上を経過し老朽なものが多い。また、その施設を見ても、到底大学級とはいえないようなものが少なくない。これに対し、文部省においては、一般大学学部を通じて概略の計画はあるが、特に教員養成学部に対する計画はないようである。戦災、整備統合、腐朽危険な建物については一応取り

上げられているとのことだが、その以外のものについても、どうにもならないものがあるから、計画のうちに入れられたいとの意見があつた。

次に施設については、音楽、図画手工、職業科、理科(附属学校)については過去三年間若干実施してきたが、今後も継続する見込だとのことである。一日も早く師範学校程度を脱却する計画をしていただきたい。

(三) その他、他学部学生の教職課程の取り方、教育実習の時期と専門課程との関係等についても発言があつた。

(午後十二時二十五分から十分休憩)  
会長から、休憩中に開催した役員会並びに常置委員会の委員会委員長の連合会で相談した結果につき、次の通り報告があつて、承認された。

一 第一常置委員会の報告事項は非常に重大な結果を含んでいて本協会としてもぜひ研究すべき事項であるから、同委員会におお、研究していただき、これについては、意見のある向は、会長まで申出を願ふ、これを同委員会へ廻すようしたい。

二 第二常置委員会の報告については、特に政府に対し、本協会の意見として申出る要はないと思う。

三 第三、第四常置委員会における健康保険制度については、役員会が決定して文部省に申入れた事項と本協会の総会で確認した線に沿つて政府になるべく迅速に実施していただくよう要望する。

四 第五、第七常置委員会の所管事項については、特に政府に要望書を提出しない。

五 第六常置委員会の報告事項については、従来、政府に対し度々要望書を提出してあり、昨日来、文部当局も出席していて了承されておられるので、会長から、口頭で文部大臣に伝え、要望書は提出しないこととする。また、第七常置委員会委員長の報告中にあつた本協会の決議として大学財政の確立につき研究しようとすることは、先例もないので特に協会の決議という形式をとらず、心得として取扱ふこととする。

## 4 役員会

なお、会長から、森戸副会長からの申出であるが、大学の施設の統合についてその大学で決定し、大学設置審議会もこれを認め、文部省も了承した場合に、地元の反対運動が政治的に起り、それによつて混乱を生じ、文部省が動揺するというものでは大学としては困る。すでに九州大学及び広島大学においても、そういう問題は起つているとのことだが、地方政治というか、このような因縁で大学の運営方針が云々されること及びそのため実施困難となつて混乱することは遺憾であるので、文部省においても善処されたいとのことであつたと述べられた。

以上をもつて午後十二時四十分閉会、第十二回総会を終了した。

昭和三〇・一二・二一(水) 於東京大学大講堂会議室  
出席者 矢内原会長、森戸副会長、

高橋、小池、内田、江国、山田各理事、井藤監事

稲田大学学術局長、春山大学学術局大学課長

尾高日本学術会議副会長、藤岡原子力問題委員会委員長

一、教育の中立性及び自主性の保持並びに予算についての申入れについて

会長より、文部大臣の更迭に当り申入れをと思つていた際、臨事国会が開かれることとなつたので、取急ぎ開院式当日文部大臣に会い会長の名において左記の通り申入れを為した旨報告があり。時宜の措置をとられた会長の労を多とし、これを了承した。

### 記

一、政府および政党においても、教育の政治的中立の原則を尊重し一党一派の立場から教育内容について干渉しないこと。

一、教育民主化の原則を尊重し、教育に対する政治的権力の干渉統制を排除すること。

一、教育が政治の渦中に捲き込まれることを避け、教育の権威と恒久性を尊重すること。

一、教育制度の改革については慎重を期し、軽々の改革を企てることによつて教育界に混乱を生ぜしめないこと。

一、国立大学の教官給与、文教施設費、学生経費、校費等を大幅に増額すること。

一、大学院のための定員、施設費及び研究費を配当すること。

一、既存の大学施設の内容充実に重点を置き、大学もしくは学部、附置研究所等の新設を慎重にすること。

一、国立大学予算の編成に當つて見返り財源を要求する態度を是正すること。

## 二、所謂原子力関係三法に関する申入れについて。

会長より右法案を見ると、原子力の定義が非常に広範囲にわたつており、大学における研究の自主性にも影響するおそれがあるので取急ぎ会長及び日本学術会議会長の連名をもつて、十二月二日衆議院科学技術特別委員会委員長（有田喜一氏）、清瀬文相、鳩山首相に、十三日正力国務大臣に、十四日参議院内閣委員会小柳委員長に會つて大学の立場を説明し、「大学における研究の自由を確保する趣旨に基き原子力委員会法及び原子力局法（総理府設置法の一部改正法）の適用範囲から大学を除外されたい」旨の申入を行つた。このことは緊急を要し、御相談する暇がなかつたので、会長単独で行動した旨報告があり、なお科学技術庁が設置されると原子力局を吸収することとであり、必要があればもう一度申入れをいたしたい旨を述べられた。その後において衆議院の同法案採択に伴う附帯決議には「大学学部を除く」となり参議院の附帯決議には「大学を除く」として学部のみならず、大学附置研究所をも含めて除外することになつた。

## 三、科学技術庁設置について

日本学術会議から尾高、藤岡両氏に御出席を願つて科学技術庁設置についての経緯並びに法案について詳細な説明を聞き問題点として左記事項に関し意見を交換した。

1 法案は二つあつて、一つは行政審議会答申のもの他の一つは衆参両院の原子力合同委員会の案である。

前者には「科学技術に関する基本的な政策の企画立案及びその

推進にあたる」とあり後者には「科学技術に関する総合的かつ基本的な企画立案及び実施」とあつて実施をも含めている点の問題であつて大学における研究がどの程度監督をうけ規制されるか運営上のことであろうがはつきりしておきたい。

2 両案とも人文科学を除いている、したがつて人文、社会面が取り残されるおそれがあるが一面、監督の可能な途を開くことにもなると人文、社会が一番被害を受けるのでむしろ除いた方がよいではないか。

3 原子力合同委員会案と行政審議会の案と学術会議で考えているスタックの強化に止める程度とする案の三案のうち今後一と二の何れの案にかたむくかによつて受ける大学の立場が今後の問題点となる。この動向を見定めて更に申入れを要する。

## 四、授業料、検定料、入学料等の増額について

稲田大学学術局長より、本件については、学年進行の理由で大蔵省を抑えて来たが大蔵省では来年度三百億増の予算財源を探しており、この際現行授業料の二倍の増額案をもつていようなわけでは値上げは抑えきれない情態であるとの話があり、これに対し検定料、入学料は現在小額であり、むしろ二倍を越しても可能と思われるが授業料については学部は九千円から一歩譲つても一万円まで、大学院は一萬二千円位の線で止めるよう善処されたいとの意見が述べられた。なお、会長より授業料は学生経費の見返り財源に検定料は入試手当関係の増額に還元されるような措置を講ぜられたい旨希望された。

## 五、教官の乗車運賃割引について

右について、関係団体より該運動に協力されたいとの要望が本協会宛に來ているが、本協会としては、必要があれば独自の立場で措置することとした。

## 六、学生健康保険について

本件は私学の反対もあり来年度の表現は困難であり、文部省としては、来年度予算には調査費のみを要求しているとの話である。国公立のみで実施するよう推進することも考えられるが、今しばらく様子を見ることとした。



## 七、教養部長の制度化について

一般教養部長については、局部長として立法化されていないので、事務取扱上不便がはなはだしく、また近く成立見込の管理職手当等の対象となる局部長の地位も与えられないからこの際立法化されたことの趣旨の書面による戸田金沢大学長よりの提案が披露され、図書館長並の扱がほしい旨の要望もあり、本件は第一常置委員会に附託し研究することとした。

## 八、健康教育について

文部省にスポーツ局新設の案があるが健康教育に関する疑義（会報第九号三頁所載）もあるので、役員会で検討されたいとの戸田金沢大学長の提案（書面による）を披露され小池理事から現在は、スポーツよりも保健が大切であり、保健体育局でない時代とそぐわなくなつたなど体育審議会の審議の動向について報告があり、本件は趣旨は賛成だが、なお第三、第四常置委員会に附託して研究することとした。

（以上は、昭和三十年十二月二十七日附国大協庶第一四一号をもつて各国立大学長宛に通知済であります。）

なお、第六常置委員長沢田節蔵氏は昭和三十年十二月十六日附をもつて、大学長を辞任せられ、委員長もやめられたので、その後任委員長は、各委員間において書面により互選することとなつた。

## 5 第三、第四常置委員会専門委員会

日時 昭和三一・二・二五・（土）午前十時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 専門委員全員

昭和三十一年二月二十三、四両日に開かれた文部省主催の全国々立大学々生部長会議を機会として、第三、第四常置委員会の専門委員会を開催、東、戸田両委員長は差支えのため欠席であつたが、専門委員は全員出席して学生の厚生補導の問題を協議し左の申合せを行つた。

一、前記学生部長会議の要望事項（さきに厚生補導部長の身分と待遇に

関して国立大学協会会長から文部大臣に宛ててなされた要望と同趣旨のもの）を第三第四常置委員長を通じて協会長に伝達すること。

一、学生健康保険組合法成立の推進方を協会に要望すること。

一、政府案の学生宿舍の建設よりもむしろ、大学自体の学生寮の充実の促進方を協会に要望すること。

一、学生経費の増額は厚生補導経費の増加を含むという文部当局の説明をさらに文部省に念を押して確認しておくこと。

その他（一）学生就職対策本部の最近の施策を斯波専門委員から説明して諒解を求め、さらに（二）授業料値上げに関して各大学の現状を報告し学生の補導について話し合いを行つた。（午後十二時三十分散会）

## 6 役員会

日時 昭和三一・三・三一・（土）午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 会長、各委員及び各常置委員会委員長

欠席者 副会長、千葉、名古屋、京都、熊本各大学長

矢内原会長主宰の下に開会、まず本会の昭和三十年年度決算並びに昭和三十一年度予算が左の通り承認された。

一、決算並びに予算について

イ 昭和三十年年度決算について

進藤局長より、別紙決算書（別掲の通り）につき説明があり、異議なく承認された。

ロ 昭和三十一年度予算について

進藤局長より別紙予算案（別掲の通り）の内容につき説明があり異議なく原案を承認可決

次いで今回（第十三回）総会に提出する議題について審議に入る。

一、国立短期大学協会について  
寺沢第五常置委員会委員長より、本件は別紙『国立短期大学協会について』によりご覧の通りで、一応国立大学協会の意向を伺い、それに基づいて検討したいとのことで、ここに提案した旨説明があり、質

疑応答の結果、短期大学の性格も未だ判然としない現在であるから、今回は採り上げないことに了解された。

記

(別紙)

国立短期大学協会について

現在、各短期大学の連絡機関として公立短期大学には公立短期大学協会、私立短期大学には私立短期大学協会が組織せられていますが、国立短期大学には斯様な機関は組織せられていません。

国立短期大学もすでに十九校となり、その必要性を生ずるようになりました。本年三月十四日に開催せられた関東地区国立短期大学主事会議において「国立短期大学は各々の大学に併設せられてるので、国立大学協会の関連もあり、また国立大学協会とは別に国立短期大学協会を設ける場合、その構成員たる各短期大学学長は現に、国立大学協会の構成員でもありますので、この件を国立大学協会の理事会に、電気通信大学長寺沢先生より御提案して戴き、御意向を伺つては」ということになりました。なお、この会議において、その方法として、次の二案が話題になつていましたので申し添えます。

(一) 国立短期大学とこれを併設する国立大学とは法律上、別個の大学と考えられ、また公立短期大学協会、私立短期大学協会との関連があるので、国立大学協会とは別に国立短期大学協会を設ける。

(二) 国立短期大学は併設する大学と学長を同じくし、運営上も多分の関連があるので、国立大学協会に包含し、その一部会とする。(以上)

二、文教施設の整備充実と教官の養成について

矢内原会長より、文教施設の整備充実については、すでに度々当局に要望しているにもかかわらず、容易にこれが実現をみない状態であり、教官の養成特に海外留学についても同様である。これらのことは文部省においてもさらに強く大蔵省とも折衝を願わねばならないと思ふが、本協会としては、単なる要望でなく、施設充実と留学に重点をおき、その所要経費を数字的に調査し、七十二の大学の施設整備費何々円、教官養成のための海外留学費何々円、これを五ヶ年計画として何々円というように計数的に根拠を明にした基礎的調書を作成して当

局に建議することとした旨諮られ、これを採択、第一及び第六常置委員会の合同で研究の上調書を作成することとした。

三、学長声明に対する本協会の態度について

矢内原会長より、今期国会に上提された新教育委員会法案及び教科書法案に対し、在京学長等十人より声明書が提出されたが、この問題について、総会において質問があつた場合どういう態度で望むか自分一人としては、直接国立大学とは関係がないので国立大学協会としては問題外と考えるがいかなるものであるかと各位の意見を求められ、問題外とする意見と、大学とは無関係だがその根本思想には関係があるので採り上げてよいとする意見があつたが、結局本協会としては直接には採り上げず学問研究の自由を守るという立場から間接的に扱うことに決定した。

四、学生健康保険制度について

本件は、私立大学の反対により足踏み状態となつてゐるが、本協会としては、年来の要望通り至急実現されて欲しい旨を再び要望することとした。

五、国立大学の地域的統合案について

前回の総会において採り上げられた本問題については、その後二、三の学長より意見書が出てゐるが、未だその機でないので、今回は会長の報告程度とすることとする。

六、その他

(一) 役員の改選について

理事、監事の任期が満了となるので、従来の慣例に従つて改選を行うこととする。

(二) 総会の開催期日等について

今期の総会は、来る五月二十一日(月)、二十二日(火)の両日にわたり開催することとする。

なお、従来総会は、慣例として年二回(春、秋)開催してきたが旅費節約上一回説もあり、検討の結果、今後は、総会は原則として年一回とし、特に重大な要件が起つた場合には臨時に開催することに申合せた。

## 二、 會 計 報 告

昭和30年度決算及び昭和31年度予算案並に財産目録は役員会（昭和31年3月31日開催）において次表の通り承認された。

昭和30年度（自 昭和30年4月1日 至 昭和31年3月31日） 決 算

国立大学協会

| 科 目          | 当初予算額     | 予算現額      | 決 算 額     | 予算現額と決算額との比較 | 備 考          |
|--------------|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|
| 歳 入 の 部      | 2,170,000 | 2,170,000 | 2,164,793 | △ 5,207      |              |
| 1. 会 費       | 1,190,000 | 1,190,000 | 1,180,000 | △ 10,000     | 会費未収 10,000円 |
| 2. 預 金 利 子   | 30,000    | 30,000    | 33,347    | 3,347        |              |
| 3. 前年度繰越額    | 950,000   | 950,000   | 951,446   | 1,446        |              |
| 歳 出 の 部      | 2,170,000 | 2,170,000 | 1,324,761 | 845,239      |              |
| A 事 業 費      | 930,000   | 930,000   | 607,873   | 322,127      |              |
| 1. 総 務 費     | 340,000   | 340,000   | 311,898   | 28,102       | 第11回及第12回総会  |
| 2. 役員 会 費    | 50,000    | 50,000    | 17,130    | 32,870       |              |
| 3. 委 員 会 費   | 60,000    | 60,000    | 48,820    | 11,180       |              |
| 4. 会 報 発 行 費 | 80,000    | 90,000    | 83,025    | 6,975        | 会報第8号及第9号    |
| 5. 調 査 研 究 費 | 400,000   | 390,000   | 147,000   | 243,000      |              |
| B 事 務 費      | 940,000   | 940,000   | 716,888   | 223,112      |              |
| 1. 人 件 費     | 660,000   | 660,000   | 615,400   | 44,600       | 職員3人         |
| 2. 備 品 費     | 30,000    | 30,000    | 6,000     | 24,000       |              |
| 3. 借 用 品 料   | 40,000    | 40,000    | 20,941    | 19,059       |              |
| 4. 消 耗 品 費   | 30,000    | 30,000    | 7,130     | 22,870       |              |
| 5. 刷 刷 費     | 40,000    | 40,000    | 5,280     | 34,720       |              |
| 6. 通 信 費     | 50,000    | 50,000    | 32,314    | 17,686       |              |
| 7. 旅 費       | 40,000    | 40,000    | 0         | 40,000       |              |
| 8. 雑 費       | 50,000    | 50,000    | 29,823    | 20,177       |              |
| C 予 備 費      | 300,000   | 300,000   | 0         | 300,000      |              |
| 翌年度繰越額       | 0         | 0         | 840,032   | 840,032      |              |

昭和31年度（自 昭和31年4月1日 至 昭和32年3月31日） 予算案

国立大学協会

| 科 目          | 金 額       | 摘 要                                    |
|--------------|-----------|--|
| 歳 入 の 部      | 2,100,000 |  |
| 1. 会 費       | 1,230,000 | 1学部当たり5千円、244学部 計122万円 前年度会費1万円        |
| 1. 預 金 利 子   | 30,000    |  |
| 3. 前年度繰越額    | 840,000   |  |
| 歳 出 の 部      | 2,100,000 |  |
| A 事 業 費      | 890,000   |  |
| 1. 総 務 費     | 340,000   | 72大学約 170人 1人千円（2日）（茶菓弁当その他）計17万円 年2回分 |
| 2. 役員 会 費    | 40,000    | 役員等20人 1人5百円 （ " ）計 1万円 年4回分           |
| 3. 委 員 会 費   | 60,000    | 委員等15人 1人5百円 （ " ）計7千5百円年8回分           |
| 4. 会 報 発 行 費 | 100,000   | 年2回発行1回 5万円（5百部）                       |
| 5. 調 査 研 究 費 | 350,000   | 調査会及び研究会（手当、車代、茶菓その他）                  |
| B 事 務 費      | 910,000   |  |
| 1. 人 件 費     | 660,000   | 職員3人 1人年額平均22万円（賞与、昇給を含む）              |
| 2. 備 品 費     | 20,000    | 机、椅子等購入（現在東大より借用中）                     |
| 3. 借 用 品 料   | 40,000    | 総会場借用及び事務局電話料金等                        |
| 4. 消 耗 品 費   | 30,000    |  |
| 5. 刷 刷 費     | 40,000    | 会報以外の印刷                                |
| 6. 通 信 費     | 50,000    | 72大学 1回平均千円年50回（電報、書留、速達等を含む）          |
| 7. 旅 費       | 20,000    |  |
| 8. 雑 費       | 50,000    |  |
| C 予 備 費      | 300,000   |  |

財 産 目 録

昭和31年3月31日現在  
国立大学協会

|   |                |
|---|----------------|
| 1. 資金現在額                                |                |
| (1.) 定期預金 (20万円 3口)                     | 600,000        |
| (2.) 普通預金                               | 240,032        |
| 合 計                                     | <u>840,032</u> |
| 2. 備品台帳総計額                              | <u>50,300</u>  |
| (公印、書庫、書棚、騰写版、名票、石<br>油コンロ、窓日除、書籍等 21点) |                |

### 三、彙報

#### 1 国立大学協会会則

##### 第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

##### 第二章 会員

第五条 本会は国立大学を会員として組織する。

##### 第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員職務は、次のように定める。

一 会長は、会議を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とる。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

##### 第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

##### 第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてて。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終る。

##### 第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

##### 附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

#### 2 国立大学協会役員一覧表

(昭和卅一年五月一日現在)

|        |             |
|--------|-------------|
| 会長(理事) | 矢内原忠雄(東京大)  |
| 副会長(〃) | 森戸辰男(広島大)   |
| 理事     | 杉野目晴貞(北海道大) |

理事

高橋

里美

敬事

俊一

正三

正三

精藏

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

高橋

里美

敬事

俊一

正三

正三

精藏

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

高橋

里美

敬事

俊一

正三

正三

精藏

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

高橋

里美

敬事

俊一

正三

正三

精藏

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

高橋

里美

敬事

俊一

正三

正三

精藏

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

幸辰

委員

正田健次郎(大阪大)

上野直昭(東京芸術大)

石原寅次郎(富山大)

児玉桂三(徳島大)

西久光(佐賀大)

重松倉彦(福井大)

山根新次(島根大)

佐伯利吉(室蘭工業大)

井藤半弥(一橋大)

岩崎民平(東京外語大)

小華和忠士(帯広畜産大)

鈴木重雄(岩手大)

内田俊一(東京工業大)

勝沼精蔵(名古屋大)

清水勤二(名古屋工大)

谷口吉彦(香川大)

大羽真治(神戸商船大)

藤井種太郎(福岡学芸大)

第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長

柴沼直(東京教育大)

委員

木下振雄(東京学芸大)

田所哲太郎(北海道学芸大)

清水多栄(岡山大)

伊藤泰一(新潟大)

吉井義次(岐阜大)

内藤卯三郎(愛知学芸大)

落合太郎(奈良女子大)

稲荷山資生(奈良学芸大)

北川久五郎(大阪学芸大)

松山基範(山口大)

第三、第四常置委員会専門委員

大塚博 北海道大学学生部長

柳瀬良幹 東北大学学生部長

柏木高 千葉大学学生部長

斯波義慧 東京大学厚生部長

鎌田正宣 東京学芸大学教務補導部長

下村康 東京教育大学厚生補導部長

堀武雅夫 一橋大学厚生補導部長(三十五、二十四九更)

田崎忠勝 信州大学厚生補導部長

難波得三 金沢大学学生部長

木村治郎 京都大学学生部長

山下康雄 名古屋大学学生部長

平塚錦平 広島大学補導部長

丸山国雄 山梨大学学生部長

瀬尾愛三郎 九州大学学生部長

酒井清一 茨城大学学生部長

森河敏夫 大阪大学学生部長

第六常置委員会専門委員

進藤小一郎 東京大学事務局長

佐藤憲三 東京工業大学事務局長

石川仁作 一橋大学事務局長

伊藤徹 東京教育大学事務局長

3 秋田大学長佐野秀之助殿逝去

秋田大学長佐野秀之助殿には、昭和三十年十二月二十四日午後一時三十八分自宅東京都文京区向ヶ丘弥生町三ホ二九において逝去され、自宅において密葬、昭和三十一年一月二十五日秋田大学において大学葬を執り行われたので、矢内原会長より弔電を寄せられた。

#### 4 室蘭工業大学長井口鹿象殿御逝去

室蘭工業大学長井口鹿象殿には、昭和三十一年三月十三日朝、北海道大学附属病院において永眠せられ、四月十七日室蘭工業大学において大学葬を執り行われたので、矢内原会長より弔電を寄せられた。

#### 5 第六常置委員会委員長交替

本協会第六常置委員会委員長沢田節蔵氏は、昭和三十年十二月十六日附をもつて大学長を辞任せられ、同時に委員長もやめられたので、十二月二十二日開催せる本協会役員会の協議に基づき、後任委員長を書面により各委員間にて互選、三十一年一月十三日開票の結果、総投票数、拾の中

六票 一橋大学長 井藤半弥殿

三票 東京工業大学長 内田俊一殿

一票 名古屋工業大学長 清水勤二殿

となり、第六常置委員会委員長には、一橋大学長井藤半弥殿が当選新任された。

追つて、この事については、昭和三十一年一月十七日附国大協庶第一四二号をもつて、会長より各大学長宛通知済であります。